

使用材料の承認に関する取扱要領

1. 目 的

この要領は、給水装置工事施行基準及び排水設備工事施工基準に定められた使用指定する材料の使用承認について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 範 囲

使用を承認する材料の範囲は、下記のとおりとする。

1) 給水装置

- (1) 配水管への取付口からメーター前後までに使用する給水管、継手類及び付属材料
- (2) 中高層建物直結給水取扱要綱（平成12年8月1日決裁）の規定により、メーター設置に使用する給水用具及び付属材料

2) 排水設備

柵類、特殊継手類及び付属材料

3. 条 件

1) 材料の承認に必要な条件は、それぞれの使用目的に合致し、次に定めるいずれかの規格品又は認証品でなければならない。

- (1) 日本産業規格（JIS）品
- (2) 日本水道協会（JWWA）規格品
- (3) 日本下水道協会規格（JSWAS）品
- (4) 自己認証品
- (5) 第三者認証品
- (6) その他、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めた規格品

2) 給水装置用材料においては、鉛レス材料であること。

3) 過去2年間に契約に関する行政処分を受けていないこと。

4. 審 査

- 1) 材料の承認を受けようとする場合は、製造業者又は代理店の申請によるものとし、次の関係図書を添付し審査を受けるものとする。
 - (1) 材料使用承認申請書（様式第1号）
 - (2) 添付書類一覧表
 - (3) 材料承認図
 - (4) 前項に規定する規格又は認証証明書
 - (5) 他都市で承認を受けている場合は、その写し又は一覧表
 - (6) その他、管理者が必要と認めるもの。
- 2) 管理者が現品の提出又はデモンストレーションを求めた場合は、それを提出又は実施しなければならない。

5. 審査結果

材料承認申請に基づき管理者は審査を行い、その結果を申請材料の使用承認について（様式第2号）又は申請材料の不承認について（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

6. 申請者の義務

- 1) 材料承認を受けた内容を変更又は製造中止しようとする時は、速やかに管理者へ材料承認変更申請書（様式第4号）又は材料承認取下げ届（様式第5号）を提出するものとする。
- 2) 承認された材料に関して、管理者の求めがある際には正当な理由がある場合を除き、誠意をもって対応すること。

7. 取 消

材料承認に関して次の各号に該当する場合は、材料承認登録を取消す。

- 1) 前項6. 1) に規定する、材料承認変更申請書等が提出されない場合
- 2) 前項6. 2) に規定する、正当な理由がなく市の求めに応じない場合
- 3) 承認された材料等において、欠陥等が判明し適切な対応処置ができない場合

様式第1号

年 月 日

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
様

住 所
申請者 氏 名
電 話
担当者

材料使用承認申請書

下記の材料について、岐阜市における使用の承認を申請します。

記

品 名 :
品 番 :
口 径 :
材 質 :
寸 法 :

※2部提出すること。

様式第2号

岐阜市水営第 号
年 月 日

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請材料の使用承認について（通知）

貴社から申請のあった下記の材料を岐阜市において使用することを承認します。

記

製品名 :
口径 :
品番 :
使用範囲 :

（注意）承認を受けた材料の内容変更及び製造中止しようとする時には、その都度、管理者へ申請し承認を受けなければならない。

様式第3号

岐阜市水営第 号
年 月 日

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請材料の不承認について（通知）

貴社から申請のあった下記の材料は審査を行った結果、不承認としましたので通知します。

記

製品名 :
口径 :
品番 :
不承認理由 :

様式第4号

年 月 日

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
様

住 所
申請者 氏 名
電 話
担当者

材料承認変更申請書

年 月 日付水営第 号で承認されました下記の材料を、
変更しますので申請します。

記

品 名 :
品 番 :
口 径 :
変 更 内 容 :
(変更事由) :

様式第5号

年 月 日

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
様

住 所
申請者 氏 名
電 話
担当者

材料承認取下げ届

年 月 日付水営第 号で材料承認されましたが、下記の
事由により取り下げます。

記

品 名 :
品 番 :
口 径 :
取下事由 :